

小児インフルエンザ 予防接種に助成

●接種期間／10月1日（土）～令和5年（2023年）1月31日（火）

●対象者／予防接種日時時点で有田川町に住居登録されている方で、令和5年（2023年）1月31日時点で生後1歳以上であり、令和5年（2023年）3月31日（今年度末）時点で16歳未満の子ども

●助成回数

- ・今年度末に13歳未満の子ども／1人に対し2回まで
- ・今年度末に13歳以上16歳未満の子ども／1人に対し1回まで

●助成額／1回あたり3700円を上限度とします

※接種費用が上限額を下回る場合は、その額を助成額とします

●助成を受けるには／9月下旬に町から対象者に案内を郵送していただきます。予防接種実施機関に予約し、町が発行した書類（助成券など）をお持ちになって接種を受けてください。

※転入などの関係で案内が届いていない場合はご相談ください。

問 健康推進課（金屋庁舎）・清水町 政務住民福祉室

健康

高齢者インフルエンザ 予防接種に助成

●接種期間／10月1日（土）～令和5年（2023年）1月31日（火）

●対象者

①予防接種日時時点で有田川町に住居登録されている65歳以上の方

②予防接種日時時点で有田川町に住居登録されている60歳以上65歳未満の方で、心臓や腎臓、呼吸器の機能に障害があり身の回りの生活が極度に制限される方、およびヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害があり日常生活がほとんど不可能な方（おおむね、身体障害者障害程度等級1級に相当）

●接種費用／1300円

※生活保護を受けている方は、健康推進課または清水行政局住民福祉室で接種前にお手続きいただくことが無料になります。その際、印鑑をお持ちください。

※接種回数は1回です。

●接種を受けるには／有田市内の医療機関で接種する場合は、医療機関に直接予約して接種してください。

有田郡市外で接種する場合は、健康推進課または清水行政局住民福祉室へ事前にご連絡ください。

問 健康推進課（金屋庁舎）・清水町 政務住民福祉室

医療

後期高齢者医療制度 障害認定

一定以上の障害のある65歳以上74歳以下の方は、申請により後期高齢者医療制度に加入することができます。

●一定以上の障害とは

①国民年金法などにおける障害年金1級および2級

②身体障害者手帳1・2・3級および4級の次の障害

・音声・言語障害

・両下肢のすべての指を欠くもの

・1下肢の下肢の2分の1以上を欠くもの

・1下肢の機能の著しい障害 など

③精神障害者保健福祉手帳1級および2級

④療育手帳A1およびA2

●申請先／住民課（吉備庁舎）・やすらぎ福祉課（金屋庁舎）・清水行政局住民福祉室

問 住民課（吉備庁舎）

税金

令和4年度（2022年度） 「インボイス制度説明会」 登録申請手続きの相談会

令和5年（2023年）10月から導入される消費税インボイス制度の概要の説明会および登録申請手続きの相談会を開催します。

●日時

- ・10月26日（水）14時～15時
- ・11月30日（水）10時～11時

●場所／公益社団法人湯浅納税協会 3階会議室（湯浅町湯浅2430番地77）

●定員／20人（先着順）

※開催日の1週間前までに申し込みが必要です。

●申し込み先／湯浅税務署 法人課 税部門 ☎63・5406（直通）

●主催／湯浅税務署・公益社団法人湯浅納税協会

※新型コロナウイルス感染症の拡大状況により開催を中止することがありますので、ご了承ください。

問 湯浅税務署 法人課税部門 ☎63・5406